

計算方法の適用	延滞金特例基準割合 (特例基準割合)	納期限の翌日から1月を経過 する日までの延滞金の割合	納期限の翌日から1月を経過 した日以降の延滞金の割合
令和4年1月1日から	1.4%	2.4% (延滞金特例基準割合 + 1%)	8.7% (延滞金特例基準割合 + 7.3%)
令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで	1.5%	2.5% (延滞金特例基準割合 + 1%)	8.8% (延滞金特例基準割合 + 7.3%)
平成30年1月1日から 令和2年12月31日まで	1.6%	2.6% (特例基準割合 + 1%)	8.9% (特例基準割合 + 7.3%)
平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	1.7%	2.7% (特例基準割合 + 1%)	9.0% (特例基準割合 + 7.3%)
平成27年1月1日から 平成28年12月31日まで	1.8%	2.8% (特例基準割合 + 1%)	9.1% (特例基準割合 + 7.3%)
平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで	1.9%	2.9% (特例基準割合 + 1%)	9.2% (特例基準割合 + 7.3%)
平成22年1月1日から 平成25年12月31日まで	4.3%	4.3%	14.6%